

有権者が政治家に対し寄附を求めることは
禁止されています。

有権者は
求めない!



寄附は

政治家は
贈らない!



政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは
時期や理由を問わず法律で禁止されています。

NO!

<http://www.pref.chiba.lg.jp/senkan/>

千葉県選挙管理委員会

検索

これらの行為は 全て禁止です!

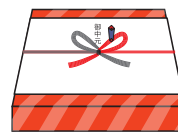
入学祝い・卒業祝い



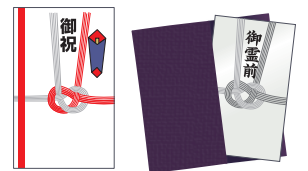
運動会やスポーツ大会への
飲食物の差し入れ



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典



町会の集会や旅行等の
催し物への寸志や
飲食物の差し入れ



病気見舞い



お祭りへの
寄附や差し入れ



落成式・開店祝いの
花輪



葬式の花輪、供花

